

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター建設工事に係る

設計・施工監理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

川越市 環境部 環境施設課

令和6年8月

1 業務の目的

本業務は、本市が計画している（仮称）川越市汚泥再生処理センター建設工事（以下「本工事」という。）を循環型社会形成推進交付金事業として実施するにあたり、本工事が適正かつ確実に実施できるよう、専門的な技術により、設計監理業務及び施工監理業務を行うことを目的とする。

本工事は、専門性の高いプラント設備が含まれ、かつ設計・施工一括発注方式であることから、施工業者から提出される各種申請図書等の適正な審査及び内容の検討を行うとともに、各種設計図書及び施工計画書等に沿った適正な施工監理を行う必要がある。

このため、本業務に係る仕様書で定める事項のほか、企業の実績、技術者の能力、企画提案力及び見積価格等を総合的に評価し、業務の受託候補者（以下「優先交渉権者」という。）を選定することが必要であるため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を採用する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

（仮称）川越市汚泥再生処理センター建設工事に係る設計・施工監理業務委託
（以下「本業務」という。）

(2) 業務場所

川越市大字大仙波 1 2 4 9 番地 1 ほか

(3) 業務内容

「（仮称）川越市汚泥再生処理センター建設工事に係る設計・施工監理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 1 0 年 3 月 2 8 日まで

(5) 提案上限額

89,010 千円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※継続費：令和 6 年度～令和 9 年度

※各年度の支払額は、原則、本工事の出来高払いの割合に準じるものとする。

3 担当課

川越市環境部環境施設課施設整備担当（以下「環境施設課」という。）

所在地：〒350-0815 川越市鯨井 7 8 2 番地 3

川越市資源化センター環境プラザ 2 階

電話：049-239-6901 FAX：049-239-6903

メールアドレス：kankyohisetsu★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は★を@に置き換えてください。）

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。なお、複数の事業者による共同参加は認めない。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿の設計・調査・測量の業種のうち「建設コンサルタント」に登載されていること。
- (2) 国土交通省が規定する建設コンサルタント登録（廃棄物部門）のある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しないものであること。
- (4) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの期間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置等を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 平成26年度以降に完了した地方公共団体等が発注する循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務を元請として受注した実績を有する者。
- (8) 次の資格及び業務の実績を有する技術者を配置できる者であること。また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。（直接的かつ恒常的な雇用関係とは、開札日以前に申請者と1年以上の恒常的な雇用関係があることをいう。）
なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

①管理技術者及び照査技術者

技術士法で定める技術士（衛生工学部門の「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」のいずれか）の資格を有する者で、かつ、管理技術者は、汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者であること。

②プラント技術者

汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者であること。

③土木・建築技術者

建築士法で定める1級建築士の資格を有する者で、かつ、汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者であること。

④電気・計装設備技術者

汚泥再生処理センター整備事業(助燃剤に限る)の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者であること。

(9) 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していないこと。

5 実施スケジュール（予定）

内容	期間等
公告	令和6年8月19日（月） ※市ホームページにて提出書類のダウンロードができます。
参加表明書等の 受付期間	令和6年8月19日（月）から 令和6年9月6日（金）まで ※持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
質問の受付	令和6年8月19日（月）から 令和6年8月23日（金）午後5時00分まで
質問への回答	令和6年9月2日（月） ※市ホームページにて公開します。
参加資格審査（一次審査）	令和6年9月9日（月）頃
結果の通知	令和6年9月13日（金）頃
企画提案審査書類の 受付期間	令和6年9月13日（金）から 令和6年9月20日（金）午後5時00分まで ※持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。） ※書類提出のほか、電子データを提出
企画提案審査（二次審査） プレゼンテーション	令和6年9月30日（月）頃
企画提案審査結果の通知	令和6年10月上旬
契約締結	令和7年3月下旬

注）（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る基本計画及び入札公告書類（要求水準書等）は市ホームページで公開しています。

6 選定方式

公募型プロポーザル方式

7 審査書類等の作成要領

別紙1「審査書類等作成要領」のとおり。

8 提出書類等

(1) 参加表明書等

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式 1）
- (イ) 企画提案者の業務実績等（様式 2）
- (ウ) 業務従事技術者調書（管理技術者・照査技術者用）（様式 3－1）
- (エ) 業務従事技術者調書（管理技術者・照査技術者以外）（様式 3－2）
- (オ) 納税証明書

イ 提出期間

令和 6 年 8 月 1 9 日（月）から令和 6 年 9 月 6 日（金）まで

ウ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とする。

エ 提出方法

持参又は郵送により、「3 担当課」に提出すること。（必着）

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和 6 年 8 月 1 9 日（月）から令和 6 年 8 月 2 3 日（金）午後 5 時まで

イ 受付方法

質問票（様式 9）を電子メールで提出すること。

※メール送信後、「環境施設課」に送信確認の電話を入れること。

ウ 提出先

「3 担当課」と同じ

エ 回答方法

令和 6 年 9 月 2 日（月）までに市ホームページで公開する。

(3) 参加資格審査（一次審査）の結果通知

応募のあった事業者に対し、参加資格審査結果を「参加表明書（様式 1）」に記載された電子メールの宛先に通知する。参加資格審査の合格者に対しては、企画提案審査の日時・場所、その他詳細について併せて通知する。

(4) 企画提案書等

ア 提出書類

- (ア) 提案見積書（代表者印を押印）（様式 4）
- (イ) 積算内訳書（様式 5）
- (ウ) 企画提案書（表紙）（様式 6）
- (エ) 業務の実施方針（任意書式）
- (オ) 業務実施体制（様式 7）
- (カ) 業務工程計画表（様式 8）

(キ) 企画提案（任意書式）

(ク) 辞退届（様式10 提案書提出を辞退する場合）

イ 提出期間

令和6年9月13日（金）から令和6年9月20日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送により、「3 担当課」に提出すること。（必着）

エ その他

企画提案書の正本の表紙には、社名及び代表者名を記入、押印し、副本は、社名、押印を行わず、提案事業者が連想できるようなシンボルマーク、ロゴ等の記載がないものとする。

9 審査方法

(1) 審査委員会の設置

川越市プロポーザル方式の実施に関する基本指針（令和2年3月25日市長決裁）に基づき、（仮称）川越市汚泥再生処理センター建設工事に係る設計・施工監理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 参加資格審査（一次審査）

提出された参加表明書等により参加資格要件を満たしているかを確認し、業務実績等に対して定量的な評価を行う。

参加資格を満たしている者が5者以上の場合は、企画提案者評価点の上位4者を選定し、企画提案審査への参加を認めるものとする。企画提案者評価点が同点の場合は、次の順序により上位の者を選定する。

（ア） 技術者評価点の高い者

イ 企画提案審査（二次審査）

提出された審査書類のうち、企画提案評価書類に記載された内容及び企画提案説明会（以下「プレゼンテーション」という。）により企画提案競技と、参加資格審査での客観評価や提案見積額の価格に対する評価も含めた総合評価を行う。

（ア） 日程

令和6年9月30日（月）（予定） ※詳細は別途連絡する。

（イ） 出席者

- ・プレゼンテーションは、業務実施体制（様式7）に氏名が記載されたものを行うこと。
- ・配置予定技術者を含む1者3名以内とする。

（ウ） 実施時間

1者40分※以内（企画提案書の説明：15分以内 ヒアリング：15分以内）

※機器のセッティング・撤去に係る時間を含む。

(エ) 使用機器等

電源、プロジェクター（HDMI ケーブル付）、スクリーンは市が準備する。

なお、パソコンについては、参加事業者が準備すること。

(3) 審査基準

審査基準は「別紙２ 審査基準」による。審査については非公開とし、審査委員会委員については事後に公開する。なお、選定にあたり審査委員会において最低基準を設ける。また、参加事業者が１者の場合も選定を行うが、最低基準を満たさなかった場合、改善指示を行い再審査に付す。

１０ 優先交渉権者の決定等

優先交渉権者は、総合評価点の最高得点の者を優先交渉者とする。採点の結果、最高得点が高得点の者が複数いた場合には、次の順序により上位の者を特定する。

- ① 企画提案評価点が高い者
- ② 参加資格審査評価点が高い者

(1) 審査結果の通知

ア プレゼンテーションを行った者には、速やかに審査結果を通知する。

イ 次位得点獲得者については、その旨も合わせて通知する。

ウ 審査等に関する異議等は一切受け付けない。

(2) 契約

ア 本工事が本契約に至らなかった場合は、本業務の契約は締結しないものとする。

イ 契約金額は、優先交渉権者の提案見積額を上限とし、優先交渉権者と本市の協議により決定する。

ウ 優先交渉権者との契約締結交渉において、合意に至らなかった場合、又は契約締結時までに失格事項に該当した場合は、総合評価において順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。

エ 企画提案書等に記載された項目については、原則として契約内容に反映するものとする。なお、仕様書の内容は、優先交渉権者と本市との協議により最終的に決定する。

オ 契約保証金はこれを免除する。

(3) その他

ア 選定結果については、市ホームページで公表する。

イ 審査の結果、市が意図する企画提案がなかった場合は、優先交渉者を選定しないものとする。

１１ 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合。または提出書類に不足があった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに事前連絡なく遅刻または欠席した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 2 その他

- (1) 川越市と契約を締結する事業者は、「業務従事技術者調書（様式3-1）（様式3-2）」及び「業務実施体制（様式7）」に記載した配置予定の業務従事技術者の変更について、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、原則としてこれを認めないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された審査書類は返却しない。
- (4) 市は、企画提案書の内容及び手法については無断使用しない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表その他市が必要と認める用途に用いる場合、契約候補者の企画提案書類の全部又は一部を将来にわたり無償で使用するものとする。
- (6) 任意書式による企画提案書には、企画提案者名を記載しないこと。
- (7) 市は、取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (8) 市は、個人情報や提案者のノウハウに係る部分を除いて公表する場合がある。
- (9) 提出期限以降における企画提案書の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 参加表明した者が1者に満たない場合は、手続きを中止又は要件を変えて再度募集する。
- (11) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (12) 参加申し込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式10）」を提出すること。